

平成28年2月3日

川崎市介護支援専門員連絡会
会長 中馬 三和子 様
制度改正検討部会
部会長 須山 暢彦 様

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室
(担当 菅野)

「介護予防・日常生活支援総合事業について」 (回答)

日頃より本市福祉行政への御理解・御協力を賜りまして、ありがとうございます。
さて、大変遅くなりましたが、標記につきまして、別添のとおり回答いたしますので、
よろしく御査収のほどお願いいたします。

地域包括ケア推進室 菅野
(200-0479)

「質問・要望」

1. 移行の流れについて

①平成28年4月以降、予防訪問介護、予防通所介護については、予防給付有効期間の満了後に総合事業に順次移行を原則としつつ、平成28年度については予防給付の利用継続も可能とあるが、その判断はどのようにおこなわれるのか？（例えば、現在利用している事業者が総合事業に参入している場合は、自動的に現行相当サービスへの移行となり、参入していない場合は、有効期間の更新の時点で参入している事業者に変更するか、現在の事業者にて予防給付を継続し平成29年4月までに参入事業者への変更を進めるかの選択ができる、という理解でよろしいか？）

【回答】

お見込みのとおりです。

平成28年度以降、予防給付有効期間の満了後の予防給付継続利用は平成28年度のみ例外的な取り扱いになります。

例えば、予防通所介護を利用していた方が認定更新され引き続き同じ事業所でサービスを利用する場合、その事業所が総合事業の指定事業所でなかった場合、利用者が円滑に利用継続できるよう平成28年度中に限り予防給付の利用及び請求は可能とする予定です。（この予防給付の継続利用は国の規定からも平成28年度中に限られます。）

なお、平成27年3月31日時点で指定を受けている現行の予防訪問・通所介護事業所は、総合事業の「みなし指定」を受けているため、引き続き本市総合事業の現行相当サービスを提供できることになっています。

この「みなし指定」を受けている事業所であれば、引き続き同様のサービスを受けることができるため予防給付継続利用は限定的な扱いになると考えています。（平成27年3月31日の時点で、みなし指定を辞退した事業所は1事業所のみ。27年4月以降の新規事業所は改めて総合事業の指定を取る必要がある。）

原則はご質問にあるとおり、更新申請や新規申請で要支援認定有効開始日が平成28年4月以降の日付となった方の提供月から、これまでの予防訪問介護・予防通所介護は本市総合事業サービスの訪問型サービス・通所型サービスの利用及び請求を行っていただきます。（例：更新申請により要支援認定有効開始日が平成28年4月1日となった方は平成28年4月提供月から総合事業サービスの利用）

②平成28年4月以降、現行相当サービスを利用した際に、更新の時期を迎えていない利用者と同じサービスを利用しても利用料について差異が発生するようになるが、その理解でよろしいか？

【回答】

お見込みのとおりです。

2. サービス類型案について

①スーパー基準緩和サービスの事業者は川崎市の指定という位置付けになるのか？サービスの質等の管理は川崎市がおこなうのか？

【回答】

スーパー基準緩和は、社会資源の活用のひとつの手法として民間サービス等を位置づけるものですが、一定のサービスの質が確保できるよう一定の基準を満たすことを条件に川崎市の指定にもとづく事業所の扱いとする予定です。

②訪問型、通所型サービスについて、それぞれの類型（現行相当、基準緩和、スーパー基準緩和）について、現状でサービス確保の目途はどの程度立っているのか？

【回答】

平成27年3月31日時点で指定を受けている現行の予防訪問・通所介護事業所は、総合事業の現行相当サービスを提供できる「みなし指定」を受けているため総合事業実施後もこれまで同様のサービス提供は可能と考えています。（平成27年3月31日の時点で、みなし指定を辞退した事業所は1事業所のみ。）

基準緩和・スーパー基準緩和の指定事業所については、平成28年度から実施する新たな枠組みで4月実施時点においてはゼロとなる見込みですが、平成28年度以降、参入事業所の指定を実施するとともに、川崎市においても参入事業所の発掘等を行い、順次拡充を図っていきたいと考えています。

③予防給付においては、通所リハビリと通所介護の併用ができなかったが、総合事業への移行後に、予防給付で通所リハビリを利用している者が、必要が生じた際に総合事業の通所型サービスを併用する事は可能なのか？

【回答】

総合事業のサービスにおいても、サービスの併用については、これまでの給付の考え方と同様の取り扱いになります（併用はできません）。

3. ケアマネジメントについて

①居宅介護支援事業所が委託を受けた場合、予防給付と同じように1/2で担当件数にカウントされるのか？

【回答】

まず総合事業開始後のケアプラン作成費の制度上の位置づけですが、

○要支援者

- ・提供月に予防給付（訪問看護や福祉用具貸与等）の利用がある利用者は総合事業サービス利用の有無に関わらず従来どおりの「介護予防支援費」
- ・提供月に予防給付がなく総合事業サービスのみの利用者は「介護予防ケアマネジメント費」

○事業対象者

- ・利用できるサービスが総合事業サービスのみのため「介護予防ケアマネジメント費」

となります。

1/2の担当件数のカウントについてですが、「介護予防支援費」については従来の予防給付同様の対応となりますが、「介護予防ケアマネジメント費」については国の報酬告示やQ & Aで対象外とされていることから、1/2カウントとなりません。

なお、「介護予防支援費」は従来どおり国保連合会への審査支払となりますが、「介護予防ケアマネジメント費」については、国保連合会から別途提供される簡易的な入力ソフトで電子ファイルの送付を川崎市に行い、川崎市が全包括分の請求をまとめて国保連合会に送付となります。2月の説明会では国保連合会に同席いただき、この件に特化した説明を行う予定です。

②居宅介護支援事業所が委託を受けた場合、委託料の設定はどのようになるのか？

【回答】

予防給付と同様の取り扱いとなります。

③現行相当サービス、基準緩和サービスを利用した際の利用者負担の考え方は、介護・予防給付と同じとなるのか？ また、その場合、基本チェックリストにより利用している者の負担割合（1割、2割）の確認はどのようにおこなうのか？

【回答】

利用者負担の取り扱いについても現行の介護・予防給付と同様の取り扱いとなります。ただし横浜市同様に川崎市においても総合事業サービスについての給付制限は当面実施しません。

なお、基本チェックリストにより総合事業サービスのみが利用できる、いわゆる「事業対象者」となるためには、サービス利用前に地域包括支援センターで基本チェックリスト実施により該当となった後に、管轄の各区役所・地区健康福祉ステーションに

- ・基本チェックリストの実施結果
- ・（仮）介護予防ケアマネジメント依頼届出書（事業対象者用の居宅サービス計画作成依頼届出書が新設）
- ・被保険者証

の提出が必要となります。この提出により認定状態区分に「事業対象者」と印字された被保険者証が交付されます。このときに負担割合証が未発行の方については、同時に負担割合証も交付されます。

この証交付にもとづき「事業対象者」は、総合事業のサービスのみ利用開始することができます。

利用者への証交付後の業務の流れは現行と大きく変わらず、「事業対象者」は総合事業サービスのみ利用（請求）可能となるのみで、処理の流れなどは「要支援者」（予防給付と総合事業サービスの利用（請求）可能）の場合と、変わりません。

ただし、要支援者であっても、総合事業サービス実施にともなう新たなサービスコード・単位による給付管理、請求や介護予防ケアマネジメント費（介護予防支援費）の請求方法など国保連合会への請求事務については従来からの変更点が多々ありますので、2月の説明会には請求事務に特化した内容を実施する予定です。

④生活保護受給者がサービスを利用した場合、介護券は発行されるのか？

【回答】

予防給付と同様の取り扱いになります。（ただし、総合事業サービス実施にともない新たなサービスコード・単位数は変更になります。）

⑤地域包括支援センターの業務が増える事が予想されるが、配置基準等、業務内容について川崎市はどのようにお考えか？

【回答】※包括担当

地域包括支援センターについては、高齢者人口の増加に対し、第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画期間が終了する平成23年度までは、センターの増設により対応し、併せて、平成18年度の設置当初より専門職に加えて、各センターに1名の非常勤職員を配置してきたところです。

第5期計画以降においては、新たな増設は行わず、担当圏域内の高齢者人口が5,500人を超えた場合に、専門職の増員により機能強化を図っているところです。

今後については、引き続き、担当圏域内の高齢者人口の増加に対応した増員配置を行うとともに、地域包括ケアシステムの推進を目指した介護保険法の改正による取組みの進展等を踏まえ、適切な対応を図ってまいります。

また、現在、本市では要介護（要支援）認定非該当の方には「本市の二次予防事業のご案内」を同封や二次予防対象者把握事業にもとづき、地域包括支援センターには年間約1,000人（H26実績）の二次予防事業対象者に介護予防ケアマネジメントの実施やそれに付随業務を行っていただいておりますが、総合事業開始後は、これら業務は廃止となり認定非該当の方（年間約550人（H26実績））に「事業対象者の手続き案内」を同封し、ご本人の任意の希望により地域包括支援センターで基本チェックリストを実施していただく予定としています。

⑥生活支援コーディネーターについて、川崎市はどのようにお考えか？

【回答】※包括担当

来年度、保健福祉センターの中に新たに設置する（仮称）地域みまもり支援センターの地区担当が、自助・互助の促進、多様な主体との協働による「地域づくり」の支援、関係機関との有機的な連携による課題の解決等の役割を有することから、当面の間、地区担当を生活支援コーディネーターとして位置付ける予定です。

4. 市民への周知について

①市民の理解を進める為に、2割負担や減免制度の変更の時のような市民向けに分かりやすい説明チラシがあれば、私達からも利用者に対して説明がしやすくなる。周知の期間を考慮し平成28年1月を目途に作成していただきたい。

【回答】

28年3月に市民向けのリーフレットを各地域包括支援センター、区役所等に配布する予定で進めております。

②行政から市民に向けての広報について、説明会やホームページでの案内等の予定があれば、私達からもアナウンスしていきたいが、どのような方法で広報をしていくお考えか？

【回答】

周知に向けて①のリーフレットの設置やホームページへの掲載、市政だよりへの掲載を予定しています。

ただし、ご存知のとおり総合事業は対象が要支援が中心で、さらに一斉に切り替わるものではないため、既に総合事業を実施している自治体の意見、反省点等を伺っておりますと対象者ではない方にまで一斉に案内等を実施したことで高齢者に不要な混乱や不要な手続きを行ってしまい業務が各関係機関が大混乱した（要支援者なのに事業対象者の手続きを行ってしまい他の予防給付が使えなくなった等）など伺っております。

これら先行自治体の反省点を少しでも活かし、確実に対象となる方である毎月の要支援認定更新者や認定非該当の方に的確に情報を伝えるため、それぞれの方の認定更新の時期のケアマネジメントに合わせて3月に作成するリーフレット等を活用し個別の説明をお願いします。

（認定非該当の方には、認定結果通知に「事業対象者手続きの案内」を同封予定、また専用コールセンター設置予定（時期・実施期間未確定））

③説明会において、民間企業の活用をより促進していきたい考え方が示されたが、その他にも、住民主体による支援や様々なボランティア活動の醸成に向けて考えている対策はあるか？

【回答】

これまで、各区役所や地域包括支援センター等で、住民主体の介護予防活動やボランティア活動の支援をしてきたところですが、引き続き総合事業の中でそれらの活動の醸成や支援を行うとともに、生活支援コーディネーターを配置し、連携を図り、地域の担い手の発掘や支援をしていきたいと考えています。